**別紙**

**参考資料**

１　院内保育所施設整備費補助事業(令和５年度地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱)

（１）目的

この事業は、病院内保育所の施設整備事業について補助し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、病児等保育を行うことを目的とする。

（２）補助対象者

県内に所在する院内保育所を設置する病院等の開設者（公立・公的病院は除く）

（３）補助対象事業

上記（２）に掲げる者が上記（１）の目的をもって行う病院内保育所の新築、増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く）事業とする。

（４）補助基準

　　　次の表の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定して補助基準とする（補助金額は補助基準に第３欄の補助率を乗じて算出する）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　基準額 | ２　対象経費 | ３　補助率 |
| 次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。＜基準面積＞収容定員×５㎡ただし、30人を限度とする。（注）１ 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。 ２ 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。  | 病院内保育所（施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重する。）として必要な新築、増改築及び改修(既存の病院内保育所の改修は除く)に要する工事費又は工事請負費 | ０．３３ |

（別表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 鉄筋コンクリート | ブロック | 木造 |
| 院内保育所施設整備費補助事業（１㎡あたりの単価） | 210,700円 | 184,100円 | 210,700円 |

２　留意事項について

○　上記内容については、今後、要綱の改正等により、変更されることがあります。

○　他の補助金と重複する場合は、補助を受けることはできません。

○　工事業者の選定にあたっては、必ず県の規定（原則として一般競争入札）を遵守することとなります。

○　経費については、補助対象経費と補助対象外経費とを区別（場合によっては契約書も区別）できるものとします。